

札幌市しせいかん保育園
指定管理者募集要項

目次

1	施設の概要	1
2	申込資格	1
3	申込書類	2
4	選定基準	3
5	管理の基準	5
6	業務内容	7
7	利用料金に関する事項	7
8	管理運営に要する経費	7
9	指定期間	10
10	申込方法・スケジュール	10
11	指定管理者候補者の選定及び指定	11
12	協定の締結	12
13	参考資料	12
14	その他	13

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）に基づき、公の施設である札幌市しせいかん保育園の管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

記

1 施設の概要

施設 の 名 称	札幌市しせいかん保育園
施設 の 所 在 地	札幌中央区南 3 条西 7 丁目
施設 の 設 置 目 的	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条の規定に基づく保育所として、保護者の労働、疾病その他の事由により、その監護すべき児童について保育を必要とする場合、当該児童を保育することを目的とする。
建 物 の 構 造 等	開設年月日：平成 16 年 4 月 1 日 構造・規模：鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造 地下 1 階地上 5 階建 敷地面積：9,142.7 m ² 延床面積：12,300 m ² 主要施設：保育室（5 室）、乳児室（2 室）、遊戯室（61.44 m ² ） 併設施設：資生館小学校、子育て支援総合センター、資生館小ミニ児童会館、星友館中学校 うち地上 1・2 階部分 1,015.15 m ² 施設平面図等：別添のとおり（資料 1）

2 申込資格

- (1) 団体であること。
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者
 - エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）の規定により札幌市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - オ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月財務局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている者
 - カ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けてから 3 年を経過しない者（ただし、申込者の責めに帰さない事由による取消しの場合を除く）
 - キ 指定管理者の指定を管理の委託契約とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - ク 札幌市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

- ケ 札幌市ひとり親家庭支援センター等指定管理者選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している団体
- コ 札幌市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という）（※代表者においてはその構成員である者）
- (3) 現に認可保育所を運営し、過去1年間における監査において文書による重大な指摘を受けていないこと又は文書により重大な指摘を受けた事項について既に改善がされていること。

3 申込書類（原則、A4サイズで統一してください。）

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格			書類の内容
2(1)			・法人登記簿の謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
2(2)ア及びイ			不要
2(2)ウ・エ・オ・カ・キ・ケ			・2(2)ウ・エ・オ・カ・キ・ケに該当しない旨の申立書（様式2）
2(2)コ	札幌市税	納税義務がある場合	・納税証明書（指名願用で、この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務があり、猶予を受けている場合	・徴収猶予許可通知書 ・猶予を受けていない税目の納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式2）
	法人税、消費税及び地方消費税	納税義務がある場合	・納税証明書（未納の税額がないことの証明。この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務があり、猶予を受けている場合	・納税の猶予許可通知書 ・猶予を受けていない税目の納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式2）
2(2)サ			・暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿（様式2-1）
2(3)			・監査において文書による重大な指摘を受けていないこと又は文書により重大な指摘を受けた事項について既に改善がされていることについての申立書（様式2）

- (3) 管理業務の計画書（様式3）

以下の点について盛り込んだものを作成すること。なお、作成に当たっては、仕様書に掲げる要求水準に留意のうえ、様式3に示す内容を含めること。

- ア 保育計画
 - イ 夜間保育、時間外保育、一時保育、障がい児保育等に関する事項
 - ウ 健康・安全及び環境に関する事項
 - エ 研修
 - オ 個人情報の保護及び管理について
 - カ 運営を行うための職員配置計画
 - キ 利用者の声への対応について
 - ク 第三者への委託、物品の調達等を行う場合の札幌市内の企業等の活用計画
 - ケ 福祉施策に関する取組（様式3-1）
 - コ ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる取組（様式3-2）
- (4) 管理に係る収支計画書（様式4、様式4-1、様式4-2）
- (5) 団体の経営状況を説明する書類等
- ア 前3事業年度（令和元年度～令和3年度）の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。前3事業年度中、財産的取引活動のあった年度分）
 - イ 前3事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
 - ウ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに札幌市しせいかん保育園の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）
- (6) 団体の活動内容等を記載した書類
- ア 定款又はこれらに相当する書類
 - イ 事業報告書又はこれらに相当する書類
 - ウ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
 - エ 類似の事業（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類
 - オ 福祉政策に関する取組状況（障がい者法定雇用率の達成状況、福祉政策への取組み等）（様式5）
- (7) 提出部数、書式等
- 提出部数 15部（正本1部、写し14部）
- ※紙質は問いませんが、提出書類は原則として両面印刷でA4縦の簡易製本としてください。
様式3～4については、製本したものに加えて、電子データを電子メールにて提出願います。
なお、手書きでの作成はご遠慮ください。

4 選定基準

指定管理者候補者の選定は、以下の選定基準（配点）による採点に基づく総合点数方式により行います。

- (1) 利用者の平等な利用が確保されること。（15点）
- ア 公の施設としての利用者の平等な利用を前提とした基本方針となっているか
 - イ 平等利用を確保するための方針及び取組項目が適正かつ効果的なものとなっているか

- (2) 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。(65点)
- ア 施設の設置目的に合致した運営方針となっているか
 - イ 利用者のサービス向上に資する事業展開が期待できるか
 - ウ 施設の維持管理業務計画が適切か
 - エ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた、質が高くかつより安定的なサービスの提供を行う計画となっているか
 - オ 関係機関との連絡体制、連携方法は適切か
 - カ 個人情報の保護及び管理に対する体制は適切か
 - キ 非常事態に対応し得る防災・安全管理計画となっているか
 - ク 利用者の声を把握する方法とサービスへの反映方法、セルフモニタリング・事業評価等の仕組みが適切か
 - ケ 豊富で良好な類似業務の実績があるか
 - コ 各業務計画は十分な具体性、実行可能性があるか
 - サ 計画書の全体が、施設の設置目的の達成、課題の解決に対し有効に寄与するか

- (3) 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(75点)

- ア 団体の組織及び財務状況が健全であるか
- イ 管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか
- ウ 配置職員を確実に確保し得る採用計画となっているか
- エ 配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か
- オ 配置職員の人材育成・研修計画が適切か
- カ 労働関係法令の遵守に向けた対応、ワーク・ライフ・バランスの推進など雇用環境の向上に向けた取組等の内容は適切か
- キ 管理業務の内容に応じた支払賃金が確保されているか

なお、当該項目は15点の配点を行うこととし、以下の評価方法により採点を行う。

支払賃金に関わる配点に関しては、様式4-2で記載した指定管理機関初年度の配置人数、計画時給額等に応じて以下のとおり採点する。小数点以下の取扱いについて、各採点結果は小数点第4位以下を、合計点数は小数点第3位以下を四捨五入する。

$$\text{各配点} = 15 \text{点} \times (\text{各配置人数} / \text{合計配置人数}) \times$$

$$((\text{各計画時給額} - \text{北海道最低賃金}) / (\text{基準時給額} - \text{北海道最低賃金}))$$

記載項目分全てについて、各々計算し合計する。

なお、 $(\text{計画時給額} - \text{北海道最低賃金}) / (\text{基準時給額} - \text{北海道最低賃金})$ が1を超える場合は、当該部分を1として計算すること。

例)

	職種	雇用形態	配置人数 (人)	計画時給 (円)
A	一般事務員	正規職員	1	1,500
B	一般事務員	正規職員	1	1,200
C	受付事務員	パート	3	932
D	保育士	パート	2	920

E	清掃作業員	契約社員	3	890
合計	—	—	10	—

本市で定める基準時給額 (円)	北海道最低賃金 (円)
1,011	889

A : 採点結果 = 15 点 × (1 人 / 10 人) × ((1,500 - 889) 円 / (1,011 - 889) 円) = 1.500 点
 B : 採点結果 = 15 点 × (1 人 / 10 人) × ((1,200 - 889) 円 / (1,011 - 889) 円) = 1.500 点
 C : 採点結果 = 15 点 × (3 人 / 10 人) × ((932 - 889) 円 / (1,011 - 889) 円) = 1.586 点
 D : 採点結果 = 15 点 × (2 人 / 10 人) × ((920 - 889) 円 / (1,011 - 889) 円) = 0.762 点
 E : 採点結果 = 15 点 × (3 人 / 10 人) × ((890 - 889) 円 / (1,011 - 889) 円) = 0.037 点
 合計点数 = 5.39 点

ク 第三者への委託の方法は適切か

(4) 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること。(30 点)

ア 管理業務の計画実行のために必要な経費がすべて計上されているか

イ 施設管理経費の削減に取り組む計画となっているか

ウ 支出計画に無駄はないか

エ 収支見込における人件費の積算内容は適切か

(5) その他 (15 点)

ア 環境への配慮がなされている提案となっているか

イ 第三者への委託、物品の調達等について、札幌市内の企業等の積極的な活用に配慮がなされているか

ウ 職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等について、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組に配慮がなされているか

5 管理の基準(札幌市しせいかん保育園の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項)

(1) 開園時間及び休園日

札幌市児童福祉施設条例(昭和39年条例第6号。以下「条例」という。)に定めるとおり。

開園時間	午前7時から午後10時まで
休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(2) 札幌市個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号)第46条の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、札幌市と同等の責務(収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等)が課せられるほか、後日、札幌市と締結する協定において、札幌市から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(3) 札幌市情報公開条例の適用について

指定管理者には、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)第22条の2の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、後日、札幌市と締結する協定において、札幌市から管

理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(4) 札幌市オンブズマン条例の適用について

指定管理者は札幌市オンブズマン条例（平成12年条例第53号）第20条の規定により、オンブズマンが、苦情等の調査のため必要があると認めたときに実施する質問、事情聴取、又は実地の調査について協力するよう努めることとなります。

(5) 暴排条例の適用について

指定管理者は暴排条例第6条の「事業者」、第7条第2項の「公共事業等に係る契約の相手方」にあたることから、条例の基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力してください。具体的な取組みについては、以下の通りです。

ア 施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとします。なお、施設利用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）や暴力団関係事業者などであるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って必要な対応を行うこととし、その際は、原則、札幌市に相談し、その指示に従ってください。

イ 協定に関連する契約（第三者への委託、物品調達等）について暴力団員や暴力団関係事業者を相手方としないこととします。また、既に締結している契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であると判明した場合、直ちに札幌市に報告し、その指示に従ってください。既に締結した契約の相手方又はこれから契約を締結しようとする相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って対応することとし、その場合は、原則、札幌市に相談し、その指示に従ってください。

(6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という）における「民間事業者」の区分に該当し、「障がい者への合理的配慮」について努力義務を課されていますが、指定管理者は公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていることを踏まえ、法的義務を課されている国・地方公共団体等行政機関である札幌市に準じた対応を行ってください。具体的な取組については、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」（対応方針）及び「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」（接遇要領）を参照してください。

(7) その他

ア 管理業務を行うに当たっては、法令、条例、規則等の規定を遵守しなければなりません。

イ 管理業務を行うに当たっては、地球温暖化対策及び環境に配慮した取組の推進に努めてください。

ウ 指定管理者は、施設の管理運営に関する業務の全部又は一部について第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、清掃、警備等の管理運営業務の目的を損なわない業務等本市が認める業務についてはこの限りではありません。

なお、委託を行う場合は、軽微なものを除き、札幌市の承認が必要となります。

エ 管理業務を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、札幌市内の企業

等の積極的な活用に努めてください。

オ 管理業務を行うに当たり、職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、障がい者の積極的な雇用や障害者就労施設等の活用など、福祉施策への取組に努めてください。

カ 第三者への委託、物品の調達にかかる支払は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第6条に準拠するよう努めてください。

6 業務内容

指定管理者の行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は、仕様書のとおりとします。

(1) 統括管理業務等

統括管理業務、施設・設備等の維持管理に関する業務及び管理業務に付随する業務

(2) 特定教育・保育等の実施に関する業務

ア 受託区分

乳幼児施設（産休明けから就学前までの乳幼児）

イ 定員区分

通常保育（定員 80 名）及び夜間保育（定員 40 名）

入所児童については、定員の 20 パーセントの範囲内で超過することがあります。

ウ 保育の種類

通常保育以外に、入所児童の保護者の需要等に応じて、次の保育事業を実施します。

(ア) 夜間保育

(イ) 時間外保育

(ウ) 障がい児保育

(エ) 一時保育

エ 保育時間

保育時間については、次のとおりとします。

(ア) 通常保育 午前 7 時から午後 7 時まで（時間外保育時間を含む。）

(イ) 夜間保育 午前 8 時から午後 10 時まで（時間外保育時間を含む。）

(ウ) 一時保育 午前 8 時から午後 6 時まで

7 利用料金に関する事項

札幌市しせいかん保育園においては、市が保育料を徴収するため、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度は採用しません。

なお、一時保育及び時間外保育を実施した場合については、利用者から別に定める基準による額を徴収することができるほか、その他保育の実施に伴い必要な実費を徴収することができます。

8 管理運営に要する経費

(1) 管理経費の支払について

ア 管理費用は、札幌市しせいかん保育園に入所する児童 1 人 1 月につき、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 65 条第 1 項に規定する費用及び条例第 6 条第 2 項に規定する使用料の額（特定教育・保育に係るものに限る）に相当する額とします。

イ アのほかに、夜間保育、時間外保育、障がい児保育及び一時保育等の実績に応じて別に定めるところにより算定した額を加算した額から市有地貸付料相当額を減額してお支払いし

ます。

(2) 管理口座

札幌市しせいかん保育園の管理業務に係る経費の収支については、独立した預金口座により管理してください。

(3) 修繕・改修等

ア 原則として指定管理者の負担としますが、大規模な改修等については、札幌市と指定管理者で協議することとします。なお、札幌市の行う修繕等は、予算の範囲内で可能なものとなります。

イ 修繕等により生じた更新施設等は、すべて札幌市に帰属するものとします。

(4) 備品

札幌市が備え付ける備品は、仕様書(別表2)で定めるとおりとし、指定管理者に無償で貸与します。また、経年劣化等による備品の更新に係る費用は札幌市が負担し、指定管理者の責任により滅失し、又は毀損した備品の補充については、指定管理者が負担することとしますが、その備品は札幌市に帰属するものとします。

(5) 事故・火災等

ア 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、札幌市の負担とします。

イ 指定管理者の故意又は過失により、札幌市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とします。

なお、指定管理者においては、札幌市が必要と認める損害賠償責任保険に加入していただきます。

(6) リスク分担について

管理業務に係るリスク分担は、次のとおりとする。

種 類	内 容	負担者	
		札幌市	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の修繕等に伴う修繕費用の増加及びそれに伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	札幌市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注 この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じ

た場合は、札幌市及び指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

(7) 税について

指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、事業を行う者に係る事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合があります。詳しくは、会社等の法人に係る市民税及び事業を行う者に係る事業所税については中央市税事務所諸税担当に、償却資産に係る固定資産税については中央市税事務所固定資産税課にお問合わせください。

なお、国税については税務署に、道税については道税事務所にお問合わせください。

(8) その他の事項については、別に締結する協定に定めるところによります。

9 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとします。

10 申込方法・スケジュール等

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間：令和4年8月19日（金）から令和4年9月8日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 配布時間：午前9時から午後5時まで

なお、募集要項は、札幌市のホームページにも掲載しております。

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/shiteikanri.html>

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和4年8月19日（金）から令和4年9月1日（木）まで

質問書（様式任意）に要旨を簡潔にまとめ、持参、郵送、電子メール又はFAXにより、担当課まで送付してください。

イ 回答

令和4年9月7日（水）までに、札幌市のホームページ（アドレスは(1)参照）に掲載します。また、当該内容は、令和4年9月21日（水）まで、担当課において閲覧することができます。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

(3) 申込み

ア 申込期間：令和4年8月23日（火）から令和4年9月21日（水）まで
：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

申込書類は、必ず持参により担当課に提出してください。郵送による受付はいたしません。

イ 提出部数：正本1部、副本14部（計15部）

(4) 募集要項の配布場所・連絡先・問い合わせ先・申込書類の提出先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係 担当： 鐵川

Tel 011-211-2986 Fax 011-231-6221

電子メールアドレス：hoiku.unei@city.sapporo.jp

(5) その他

ア 申込みの撤回・再提出及び申込書類の修正はできません（軽微な修正を除く）。

イ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。また、内容に疑義がある場合は、

調査、確認する場合がありますので、協力してください。

- ウ 申込者が本件の応募に関し、札幌市ひとり親家庭支援センター等指定管理者選定委員会の委員その他本件選定手続の関係職員に対して個人的に接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格とする場合があります。
- エ 札幌市が指定管理者の選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- オ 申込書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- カ 申込書類の著作権は申込者に帰属しますが、札幌市が指定管理者の選定の公表等に必要ない場合には、札幌市は申込書類の著作権を無償で使用できることとします。
- キ 申込書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ク 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- ケ 申込みに係る経費は、すべて申込者の負担とします。
- コ 現在管理を行っている団体の管理運営に関する情報については、行政情報課（札幌市役所2階）の市政刊行物コーナーで閲覧することができます。

11 指定管理者候補者の選定及び指定

(1) 選定方法

札幌市が設置する札幌市ひとり親家庭支援センター等指定管理者選定委員会において、選定基準に照らして選定します。選定に当たり、令和4年10月中旬までに選定委員会による面接等を予定しています。

なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

(2) 選定結果のお知らせ

選定の結果については、令和4年11月上旬までに文書で通知します。また、令和4年11月上旬までに札幌市のホームページに選定結果の概要を掲載し、公表します。

なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、令和4年11月下旬に招集予定の令和4年第4回札幌市議会定例会の議決を経て行います。市議会で否決された場合には、指定管理者として指定を受けられないこととなります。また、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

(4) 指定の取消し等

指定管理者が札幌市の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと思われるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、札幌市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

12 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する細目的事項、札幌市が支払うべき管理費用の額等を定めるため、札幌市との間で協定を締結することになります。

なお、提案のあった事業の実施及び具体的な業務内容については、協定の協議において定めますので留意してください。

(2) 協定で定める事項

- ア 管理業務の計画書に記載された事項
- イ 札幌市が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告に関する事項
- オ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- カ 指定管理者が管理物件を使用する場合の取扱いに関する事項
- キ 管理業務の第三者への委託に関する事項
- ク 情報公開に関する事項（情報公開条例第22条の2参照）
- ケ 暴力団の排除の推進に関する条例の適用に関する事項
- コ 札幌市オンブズマンから調査の協力依頼があった場合の協力義務
- サ 管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項
- シ 管理業務に伴う施設の修繕費の負担に関する事項
- ス 施設内での事故発生時の対応、札幌市への報告等に関する事項
- セ 指定管理者が札幌市又は第三者に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- ソ リスク分担に関する事項
- タ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管・整備に関する事項
- チ 管理業務を行うに当たって購入する物品の所有権の帰属等に関する事項
- ツ 原状回復及び業務の引継ぎに関する事項
- テ 協定の改定に関する事項
- ト 札幌市しせいかん保育園の管理運営にあたり札幌市と指定管理者、その他により協議を行う運営協議会の設置に関する事項
- ナ 裁判管轄に関する事項
- ニ その他札幌市が必要と認める事項

13 参考資料

- (1) 施設平面図等（資料1）
- (2) 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）（資料2）
- (3) 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱（資料3）
- (4) 指定管理者制度に関する運用ガイドライン（資料4）
- (5) 札幌市児童福祉施設条例（昭和39年条例第6号）（資料5）
- (6) 札幌市児童福祉施設管理規則（昭和39年規則第30号）（資料6）
- (7) 札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）（資料7）
- (8) 札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）（資料8）
- (9) 札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号）（資料9）

- (10) 札幌市オンブズマン条例（平成 12 年条例第 53 号）（資料 10）
- (11) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（資料 11）
- (12) 環境方針、札幌市環境マネジメントシステム実施要綱及び札幌市環境マネジメントシステム運用マニュアル（資料 12）
- (13) 暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル（資料 13）
- (14) 札幌市ひとり親家庭支援センター等指定管理者選定委員会委員名簿（資料 14）
- (15) 「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」（対応方針）（資料 15）、「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」（接遇要領）（資料 16）
- (16) 「札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱」（資料 17）

14 その他

- (1) 指定管理期間中、札幌市が行う改修工事や大規模修繕を行う場合があります。改修・修繕計画については札幌市の財政状況により規模や時期が変動するため、別途その都度札幌市より協議を申し入れることとします。
- (2) 応募の申込以降、指定期間終了（令和 10 年 3 月 31 日）までに申込団体の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更が予定されている場合は、申込前にお問い合わせください。